

特別障害者 手当制度について

この制度は在宅生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の障がいのある方に支給される手当です。

●受給資格要件.....

次の重度の障がい（2つ以上重複する場合、またはそれと同程度の著しく重度の障がい（血液疾患・肝臓障がい・その他特定疾患含む）の状態にあること。

- ①両眼の視力の和が0.04以下
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がいを有する方または両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する方
- ④両下肢の機能に著しい障がいを有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
- ⑤体幹の機能に座っていること、または立ち上がることができない程度の障がいを有する方
- ⑥身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が上記各項目と同程度以上と認められる状態であって、身の日常生活活動が極度に制限される状態にある方
- ⑦精神の障がい（上記各項目と同程度以上と認められる程度の方

●支給の制限.....

- ・本人所得または扶養義務者の所得が一定額を超える場合。
- ・身体障害者療護施設等の施設に入所している場合
- ・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している場合

●支給額.....

月額26,440円（平成19年度）
（今後改正の見込みがあります）

●申請窓口.....

最寄りの支所または市民窓口センター（水口庁舎）

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係
☎ 65-0702 FAX 63-4085

児童手当制度が 改正されます



児童手当とは小学校修了までの児童を養育している方に手当を支給することで、家庭における生活の安定と児童の健全育成に役立てることを目的としています。
平成19年4月1日より児童手当法の改正が行われました。
現在、児童手当の支給を受けておられる方は、次の内容に支給月額が変更されます。なお、この改正についての手続きは必要ありません。

改正後の概要

▼0歳～3歳未満（3歳誕生日まで）	
第1・第2子	10,000円
第3子	10,000円
▼3歳～小学校修了	
第1・第2子	5,000円
第3子	10,000円

また現在、所得制限限度額超過などの理由で児童手当の支給を受けておられない方は、所得年度の更新により認定される可能性がありますので、お近くの支所で手続きをしてください。市のホームページにも掲載していますが、不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ
社会福祉課 児童家庭係

☎ 65-0705
FAX 63-4085

住宅バリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額について

平成19年1月1日以前から所在する住宅において、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間にバリアフリー改修工事を行った場合、次の要件を満たすことにより、当該家屋の固定資産税が翌年度一年間減額される制度ができました。

この制度の適用を受けようとする場合は、改修後3か月以内に必要書類を揃え申請してください。

1.対象家屋

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅、かつ次のいずれかの者が居住する既存住宅

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定または要支援認定を受けている者
- ③障がい者

2.対象工事

工事費が30万円以上（補助金等を除く自己負担額）の下記の改修工事

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良 ④便所の改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床の滑り止め化

3.減額対象床面積

1戸当たり100㎡分までを限度とする。

4.減額率 1/3

5.減額期間 翌年1年間

6.申請者

当該家屋の所有者または納税義務者

7.申請時期

バリアフリー改修工事が完了した後、3か月以内

8.申請の提出先

各支所または税務課

問い合わせ
税務課 資産税係
☎ 65-0680 FAX 63-4574
※ホームページにも記載しています。